

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 6年 3月 31日

団体名	ニュー長崎ビルディング (株)			定款等に定める事業内容			
所管課名	水産部	漁政課		・不動産賃貸業			
資本金・ 基本金等 の額 (千円) ※直近の決 算日現在	長崎県	5,000	5.1				
	その他	93,000	94.9				
	合計	98,000	100.0				
県財政負担 (千円) ※R5年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高		
	0	0	0	0	0		
今後の 関与の 方針	○印を記入		○	現状維持	拡充	縮小	関与廃止
	その理由	<p>本出資は、本県水産業の発展や漁業者等の福利厚生に寄与することからニュー長崎ビルディング(株)の前身である(株)長崎県水産会館へ昭和32年に出資したものであるが、出資から相当の年数が経過し、当初の出資目的から状況が変化したため、出資のあり方について検討を行った。</p> <p>現在、同社の株価は出資時と比較し毀損しているが、西九州新幹線（長崎～武雄温泉）やMICE施設の開業等により、今後、長崎駅周辺の地価上昇、ひいては株価の上昇が見込まれることから、現状での株式売却は見送る判断に至った。</p> <p>引き続き、経済や株価の動向を見極めながら、適切な出資のあり方を検討していく。</p>					

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 6年 3月 31日

団体名	(特) 全国遠洋沖合漁業信用基金協会			定款等に定める事業内容		
所管課名	水産部	水産経営課		大中型まき網漁業者等の資金融資を円滑にして、大中型まき網漁業等の振興を図るため、次に掲げる業務を行う。 ①大中型まき網漁業者等が資金借入れによる債務の保証 ②漁協等が(株)日本政策金融公庫の委託を受けて行った大中型まき網漁業者等の借入れの債務の保証		
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	272,000	3.1			
	地方公共団体	4,123,100	47.5			
	水産業協同組合	258,550	3.0			
	金融機関	3,095,600	35.7			
	その他	927,600	10.7			
	合計	8,676,850	100.0			
県財政負担(千円) ※R5年度	補助金	負担金	委託料			
今後の関与の方針	○印を記入	○	現状維持	拡充	縮小	関与廃止
	その理由	長崎県内の大中型まき網漁業者等に対する中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)に基づく貸付債務保証枠を確保するため、県の出資を継続する。				

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 6年 3月 31日

団体名	(独) 農林漁業信用基金			定款等に定める事業内容				
所管課名	水産部 水産経営課／農林部 林政課			1. 漁業災害補償関係勘定（水産経営課所管） 不慮の災害により被災した漁業者への共済金等の早期かつ円滑な支払いを行うため、共済組合等に対し、共済金等の支払いに必要な資金の貸付を行う。 2. 林業信用保証勘定（林政課所管） ○保証業務（林業信用保証制度） 林業・木材産業関係者が必要とする資金の円滑な融通を図るため、金融機関から経営改善に必要な資金の借入に係る債務保証を行う。 ○融資業務（木材産業等高度化推進資金制度） 林業経営基盤強化法に基づく計画認定者に対し、木材生産・流通の合理化等に必要な資金を貸し付けるため、金融機関に低利な貸付原資を預託する都道府県への貸付を行う。 ※その他、農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定、農業保険関係勘定が存する。				
資本金・ 基本金等 の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	139,798	0.1					
	国	140,024,992	80.4					
	他都道府県等	5,073,460	2.9					
	その他	28,955,290	16.6					
	合計	174,193,540	100.0					
県財政負担 (千円) ※R5年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高			
今後の 関与の 方針	○印を記入		○ 現状維持	拡充	縮小	関与廃止		
	その理由	<p>1. 漁業災害補償関係勘定（水産経営課所管） 漁業災害補償制度は、中小漁業者が、台風や赤潮など不慮の災害によって漁獲金額・生産金額の減少及び養殖生物、漁業施設の損失を被った場合に、共済金を支払うことによって、その損失を補てんする制度である。 被災した中小漁業者の経営安定を図るため、共済金等を早期かつ円滑に支払うことが求められていることから、県が出資を継続し、農林漁業信用基金の財務基盤を安定させておく必要がある。</p> <p>2. 林業信用保証勘定（林政課所管） 林業事業者等が金融機関から資金を借り入れる場合に、農林漁業信用基金が信用保証を行う制度である。 この信用保証制度は、林業事業者等の出資金額の最大4.5倍まで受けられるが、県の出資額によって保証倍率が上下する仕組みとなっており、林業事業者等が必要とする資金を調達するために、県出資を継続することが必要である。</p>						